

長野県産材CO₂固定量認証制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長野県産材（以下「県産材」という。）の利用を促進することが、地球温暖化防止や地域の森林整備の推進に寄与することを広く県民に示すために、県産材が固定している二酸化炭素（以下「CO₂」という。）の量を県が算定し認証する、長野県産材CO₂固定量認証制度（以下「認証制度」という。）の実施にあたり、必要な事項を定める。

(認証の対象)

第2条 認証制度の対象は、県産材を使用した、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公共建築物の建築等、リフォーム及び内装木質化
- (2) 民間建築物の建築等、リフォーム及び内装木質化
- (3) 公共土木工事
- (4) 木製品

2 前項の各号の対象となる内容等については、別に定めるものとする。

(認証の申請)

第3条 認証を受けようとする者は、認証申請書（様式1-1号、1-2号、1-3号）に必要書類を添えて、当該年度の2月末までに知事に申請する。

2 前項の申請を行うことができる者は、個人住宅等にあつては建築主、企業等にあつては代表者、公共事業にあつては発注者、木製品にあつては製造・販売者とする。

(認証)

第4条 知事は、前条の申請があつたときは、審査を行い適正と認められる場合は、これを認証し、認証書（様式2号）を交付するものとする。

2 CO₂固定量の認証に係る算定基準その他認証に当たり必要な事項は、別に定めるものとする。

(認証の変更)

第5条 前条の認証を受けた後、申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに認証変更申請書（様式3号）を知事に提出するものとする。

2 前条の規定は、前項の変更申請の認証について準用する。

(認証書の利用)

第6条 認証書は、認証申請者の社会貢献の証しとして、長野県独自の方法により評価・

認証するものであるから、その利用については次のとおりとする。

- (1) 認証書を第三者に販売又は譲渡してはならない。
- (2) 認証書は、広報活動に用いることができる。

(認証マークの表示)

第7条 第4条により木製品の認証を受けた者は、認証の対象となった木製品に、次に掲げる表示を行うことができる。

- (1) 知事が認証したCO₂固定量
 - (2) 知事が別に定めるCO₂固定量認証マーク等
- 2 認証の対象となった木製品以外のものに、前項に定める表示又はこれと誤認されるおそれのある表示を行ってはならない。

(公表)

第8条 知事は認証制度及び認証に係る状況等について長野県のホームページ等で公表するものとする。

(認証の効力の失効)

第9条 次のいずれかに該当したときは、認証の効力は失効するものとする。この場合は、交付済みの認証書は知事に返還するものとする。

- (1) 認証の申請事項に変更があったにもかかわらず、認証を受けた者が第5条の規定による届出をしなかったとき。
- (2) 認証を受けた者が、認証書または認証マークを不正に使用し、他に損害等を与えたとき。

(認証を受けた者の債務)

第10条 認証を受けた者は、当該認証の対象等について問題が生じたときは、自らの責任においてその処理を行わなければならない。

(所掌)

第11条 この要領に関する事務は、長野県林務部信州の木活用課県産材利用推進室において所掌する。

(その他)

第12条 この要領に定めのない事項については、推進会議での意見聴取の上、知事が別に定めるものとする。

付 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年9月14日から施行する。

この要領は、平成29年10月10日から施行する。

この要領は、平成30年11月5日から施行する。

この要領は、令和元年7月23日から施行する。

この要領は、令和3年3月26日から施行する。